１．件　名：日本原燃株式会社廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請に関する面談（５）

２．日　時：令和２年３月５日（木）１３時３０分～１４時１５分

３．場　所：原子力規制庁　１０階南会議室

４．出席者：

原子力規制庁

原子力規制部　審査グループ　核燃料施設審査部門

金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全審査官、大塚安全審査専門職、古田安全審査専門職

原子力規制部　検査グループ　核燃料施設等監視部門

二宮上席監視指導官

日本原燃株式会社

埋設事業部　低レベル放射性廃棄物埋設センター　副部長　他４名

５．自動文字起こし結果：

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

６．その他：

日本原燃株式会社からの配付資料

・廃棄物受入基準の見直し（検査基準化）案および下部要領類との書き分けについて

以上

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:14	原子力規制庁の古田です。ただいまから、日本原燃株式会社廃棄物埋設事業保安規定の変更認可申請に関する面談を始めます。
0:00:25	本日の面談ですが、先週 2 月 27 日に行った面談での指摘を踏まえて、日本原燃から資料を準備していただいております。まず資料の確認についてお願いいたします。
0:00:43	日本原燃のハマナカです。資料はお配りしたA3 カラーでをもって裏両面刷りのものになります。
0:00:52	原子力規制庁の布田です。お手元に資料がございますでしょうか。
0:00:57	それでは資料についてご説明をお願いします。
0:01:02	日本原燃ハマナカです。資料は前回お示しした
0:01:10	規制委員会で審査会合でご指摘いただいたものに対してWACと呼ばれる受入基準を見直してきたと整理の仕方として、技術基準とワーク検査基準をとして見直したもの。
0:01:28	とあと下部要領にはどういうことを書くのかということを並べて最後にバックに各内容と下部要領に書く内容をどういうふうな考えで切り分けたのかというようなものを
0:01:41	比較する表にしております。
0:01:44	ざっくりまずはざっと資料の見方なんですけれども、し、
0:01:50	資料の縦の列については先ほどお話しした順番で並べてまして、上から順に技術基準の第 1 号から第 9 号後は自主で入れてるものといった順番で並べております。
0:02:04	今回前回から変更した部分につきましては、ワークの検査基準化案というところで、
0:02:13	色づけをしております黄色くハッチングしてるところが旧告示に記載されていた仕様規定に反するものであと青字で書いている青いハッチングになってる部分については、規制庁さんの用量内規
0:02:31	に定められていたものを
0:02:34	あと
0:02:35	検査基準化案の下線を引いてる部分については、その検査基準においての押さえどころと考えている部分です。だと色が時が赤字になってる部分がありますがこれは 12 月に我々の 12 月に
0:02:51	我々のほうから提出した審査申請した枠から今回変更した部分になります。

0:03:02	前回の面談時のご指摘でまずWACに書かれるものとしては告示にもともと定められていたものは最低限必要でしょうとプラス、事業者としてこれは押さえどころとしてとして必要と考えられるものは、
0:03:19	格上げしてここに入れていきなさいというようなことがありましたので、見ていただくと、旧告示の部分は固形化の方法に関するものですのでそれは全部今入れているところでプラス青いハッチングのところが繰上で
0:03:34	枠として扱うということで書いている部分になります。
0:03:40	固形化の方法については
0:03:44	実質格上げしたのはこの有害な空隙の具体的な数値 1 号 2 号、それぞれ入れております。
0:03:50	あと第来規則の第すいません、技術基準の第 3 号最大放射能濃度のところですけれども、ここは審査会合でも御指摘があった通りスケーリングファクタ等に関する内容を追記しております。
0:04:06	資料裏面いっていただきまして、第 4 号につきましては表面密度限度に関するここは現在の技術基準の段階で内容が明確ですので、特に新たに追加をしてないんですがもともと内規で書いてあった基準をそのまま適用しているということになります。
0:04:26	第 5 号、経営廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質につきましては、
0:04:34	もともとの旧規則ですね、規則で健全性を損なうおそれのある以下の物質を含まないことと、それをそのまま引用しまして、ここで 1 号 2 号それぞれで健全性を損なうおそれのある物質と定義されているものも押さえるところであるということでこれも、
0:04:52	もともと内規に書いてあったものですけれども大枠として記載するということにしております。
0:04:58	第 6 号耐埋設荷重ですけれども、ここは前回もお示しした通りで、基本的には固形化の方法に関する基準を満足すればこの耐埋設荷重も確認できるという考えでおりますが、
0:05:14	それを少し
0:05:17	少しだけ具体的に書いたということで 1 号については固形化の方法のうち容器に関する部分で満足を机上何属していれば、大丈夫というふうに考えております。2 号につきましても基本同じなんですが、2 号は廃棄物固体状廃棄物の強度に応じて廃棄体製作時に、
0:05:37	作り方を少し変えていると製作状況を少し変えているということで、それについても書き分けて詳細に書き分けたというところです。
0:05:46	第 7 号の落下しの飛散量に関する部分ですがここも大間固形化の方法で基本的には大丈夫だと考えております。1 号については固形化の方法をしっかり

	容器に固型化されていて、1 号はもともとかもとから容器でその耐埋設荷重強度に関する部分も
0:06:05	担保していたということで固形化の方法で基本的にはすべてこの落下時の飛散量の確認ができるというふうに考えております。2 号につきましては先ほどたTHAI埋設荷重で少し詳しく書いたので、
0:06:20	厳密にはこの 1 ポツの固形化の方法プラス、この耐埋設荷重の基準、これを満足すれば大確認ができるというふうに考えております。
0:06:30	加えましてその廃棄体重量というものも落下時なので、落下するときの衝撃荷重についてはこの廃棄体の重量も関わってきますのでこれについても、事業者としては押さえところと考えて記載することにしております。
0:06:45	第 8 号に関するところで標識、
0:06:50	整理番号の記載と、ここにつきましても従来の規則であったり内規だったりした内容が基本的に分かれるんですが、ここで容易に切れないと、実際に確認するときには目視でしますので、容易に切れないかどうかの判断基準は明確にしておいた方がよかろうということで、
0:07:08	この要因に消えにくい下線を引いてる容易に鶏肉当量またははかりにくいステッカーで表示されているというところを押さえどころとして枠のほうに記載しております。
0:07:18	第 9 号は許可基準、許可申請書等に記載したものということで前後に定めるもののほかということですので、基本的には今の
0:07:28	申請書を許可新規許可の申請書に書いてある内容は全部上、上記の内容に含まれているともともとそこまでの内容が来許可には書いていないので、結果的にも含まれるというふうになってここに該当する意見時点ではございません。
0:07:44	あとそれ以降は審査基準であったり、事業者が自主で入れるとしているものですけれども、審査基準にある廃棄物の種類につきましては、事業者としては許可を許可された廃棄物であれば基本を受け入れるということですねと細かい種類にはよらないと。
0:08:00	いうふうに考えてますので記載としてはマシン繰りに許可をされた廃棄物であることというふうな記載に県抑えることということで記載しております。
0:08:11	あと自主としては著しい破損、これは当社にその施設に受け入れてから困らないようにということで輸送過程で変形があったりとか、表面の劣化がある場合というのは、現状はそのまま残しておりますただ押さえどころとして押さえるところというのは、当社の応答廃棄体取扱設備で、
0:08:31	扱いができるかどうかということなので、ここがポイントだということで下線を引かせていただいてしか引いております。

0:08:38	あとは固形カーゴの経過期間 6 ヶ月後表面線量率 10mSv/hを超えないこと、これは従来通りでありますが、この 6 ヶ月とこの 10mSv/hというところが押さえどころということで下線を引いております。
0:08:57	またをもって目に戻っていただいて、下部要領には何を書くのかとここにつきましては、一つ一つこの場では説明しませんが主な期待事項ということで表には書いております。基本的な考え方は、今これは規則で認可をされなくて、認可をしていただかなくても、
0:09:17	規程と一般的に使われている技術ですとか、JISで定められていて、十分信頼性があるということで事業者でも判断ができると考えるものはこの下部要領に書いておけばいいというふうに考えてそういったものがここに下部要領のほうに落とし落とすと。
0:09:34	いうふうに考えて、今のこういうふうな記載にしております。
0:09:38	今言った大まかな考え方をもう少し具体的に書いてあるのが一番右側の記載の考え方ということで、ここについてはまた後で必要に応じて議論を議論があれば
0:09:52	御説明お答えしていくという形にしたいと思います。資料の説明は以上になります。
0:09:59	原子力規制庁の古田です。ただいまの説明内容につきまして質問等ございましたらお願いいたします。
0:10:28	規制庁のすごい差の 1 点確認したいんですが、
0:10:33	放射能濃度をについて、このなお上記方法に用いる各数値と、
0:10:44	女川については別表 1－3 に掲げる文書において明記Cとありますけれども、これは例えばのスケーリングファクターの値とかを発電所冒頭に、
0:10:57	数値も含めて、保安規定に規定するっていうイメージでよろしいですか。
0:11:10	日本原燃のハマナカです。別途ここの記載の趣旨としては、結論としては数値やこの継続使用の確認方法を保安規定に書くというわけではなくて、それで結構この保安WACを審査していただく時点で
0:11:26	審査資料としてお示しをした上で、併せて認可をいただいて、ただ結構認可をもらっていただいた後はその値と継続使用の確認方法は株ようにそれをそのまま書いておくと。
0:11:40	いうことでで書いた上で、そこで認可をいただいたものを書いた上でもしそれに変更がある場合にはちゃんと変更申請を行いますよということを宣言しているという記載になっています。
0:12:19	規制庁の大塚でございます。今の点についてさら問いなんですけれども、江藤スケールファクターのその値そのものは、保安規程には書かずに、下部規定のほうに書きますとえと辺りを変えたときには、

0:12:34	今ここのいただいた配付資料のこの赤線書いてあるグリス等、それらを変更ポツ新規制定する際には規定の変更認可申請を行うと書いあるんですけども、すけにファクターの数字を変えたときにはそれが下部規定に書いてあるにもかかわらず、保安規定の変更認可し、
0:12:54	行うと読めたんですけども、それってのはどういう位置付けなんでしょうかっていうのも本家そのものは変わってないんですよね。
0:13:01	にもかかわらずその変更申請を行うというのがどうどういう考え方なのはちょっとそこを教えていただければと思います。
0:13:08	はい。日本原燃のハマナカです。今お問い合わせいただいた内容についてはちょっとこちらのほうでもこういう記載にはしつつも少しそこは悩んでおりまして、実際に対応書かなくて、保安規定に書いておかなければ変更申請、変更箇所がないの変更申請をするという少し
0:13:28	おかしな形になります。
0:13:31	ただ数値自体が保安規定に入るとそこそこのボリュームになるのでバランスが悪いというのもあったので、ちょっとここは正直悩んでいるところです。ただそういうバランスとかを気にしなければ、基本的には数値も、継続使用の確認方法、ここ。
0:13:51	これは書いておいて、そこに変更が生じた場合、つまり新規だとか数値が変わる場合には、変更申請をします当然なんですけれども、保安規定に書くので。そういった内容の変更申請を行うというもう一つの案も一応内部では持っております。
0:14:09	はい、まだちょっと今この時点で決めかねているので、今この案で書いてますが、ちょっとそこはまだあの検討の余地があると考えています。
0:14:19	規制庁の大塚でございます。今のところなの考え方は理解いたしました。個人的にはやはり数値が本規程をそのものに書いてないときに変更認可の申請っていうのが一体何を審査するのかなというのはですね、何かやるのでちょっとそこは何か整理が必要なのかなという
0:14:39	均圧といいますでもう 1 点、それと事実の確認なんですけど、別表 1－3 に掲げる文章っていうのは、これは下部規定のことを指しますでしょうか。
0:14:51	日本原燃ハマナカで説明が足りずに申し訳ございません。これは保安規定の中でこの別表 1－3 というのがこの保安規定に関する文書のほうリストを並べているものですのでちょっと保安規定上の中ではこういう下部要領のことこういう言い方をしているので、記載案ではこういうふうに書いております。おっしゃった通りです。
0:15:10	はい、規制庁の大塚でございますが理解いたしましてありがとうございます。
0:15:36	規制庁のスゴウではちょっと細かい点なんですけど大今後の

0:15:43	健全性を損なうおそれがないものをに対して、今の
0:15:51	以下の物質を含まないこととなると思う。
0:15:55	何か少しでも入ってると思う。駄目っていうふうに思ってしまうんですけれども、多分ここはそういうことじゃなくて、今日ご案内のようであれば構わないのかなと思ってるんで。
0:16:14	この含まないこととし、こう書いたときに、のなんかこうなんて不具合みたいなもんがちょっと考えられるんですけど、
0:16:25	どうでしょうかね。
0:16:33	日本原燃のハマナカです。ちょっとここをは正直 2 転 3 転圧していくんですけれども、基本的には健全性損なうような状態にならないということが出身なので、
0:16:51	文章でこう書いています。もともと、従来からこういうふうには書いているんですけれども、実質、実態としては、そういったものが入らないような管理をして
0:17:02	一切入っていないかどうかの証明というのは実質無理なんですけれども、基本的には入らないような工程でかつ、
0:17:11	取り除くというような作業場の管理もしているということで今後、この健全性を損なう恐れはないというようなことを説明し、実際の確認の際にはそこで確認をするというようなやり方にしていまして、
0:17:26	趣旨は一切入っていないことを証明するという意味ではないんですけれども、ちょっと表現がどう書いたらいいのかなというところでここもまだ少し検討の余地はあるかもしれません。
0:19:24	日本原燃のハマナカです。ちょっと少し前にご指摘ありましたSFのところの書き方なんですけれども、ちょっとまだ寝るところというお話をさせていただきましたが、もしこれとは別な案として数値やま継続使用の確認の方法、
0:19:44	このようなものを保安規定に入れて、ちょっと別表というか別紙ぐらいの形になるかもしれませんが、そういった形で申請するという考えもありますんでそうなったときに
0:20:00	こちらとしては数値、そうすることで、数値について数値とこの継続の確認方法をこの保安規定の中で認可をいただいたということで、基本的にはそれに基づいたはい企画廃棄体の確認を
0:20:15	事業者が行っていくというやり方にしていきますし、もし変更せずに、違うものを使った場合には保安規定違反になると考えていますので、そうならないように書いておけば我々としても、そうじゃないものはちゃんと保安規定に基づいてやるんだったら変更申請しなきゃいけないねというふうに
0:20:33	管理もしやすいというふうには考えておりますので、例えばこういったものをベースちょっと形は、

0:20:41	いびつにはなりますけれども、そういった形で申請
0:20:45	することもよろしいでしょうか、こういった機能、
0:24:55	はい。
0:24:58	原子力規制庁ニノミヤといいます。
0:25:02	7 号の
0:25:04	ふうん記載で保安規定の記載というのは、
0:25:09	固型化方法の基準を満足すると。
0:25:13	というこの書き方になると。
0:25:16	一方でその下部規定のほうに記載している飛散率 5.0. 58×10 のマイナス 5 乗超えないこと。
0:25:26	そういったこれが最初の肝として保安規定に記載。
0:25:31	されるわけではなくて、この記載は全部下部規定になると、従前これ最初に実は保安規定に書いてあったような案では書いてあったように、
0:25:42	思いましたけれども、
0:25:44	その前提のもと、
0:25:46	今赤字で示されているね、固形化方法の基準を満足したものである。
0:25:54	ことで代替するという
0:25:56	表現になるのが、
0:25:59	表現になるのか、ただ単純に、
0:26:02	固形化方法の基準を満足するもの。
0:26:07	であるということになるのか。
0:26:09	そこをもう一度確認したいんですが、いかがでしょうか。
0:26:16	はい。日本原燃のハマナカです。記載を今ご指摘いただいた通り、当初をこちらから申請した案では重量掛ける 10 のマイナス 5 乗というようなことを書いておりました。
0:26:32	もともとは保安規定の審査基準のほうではこの 7 号に再関する項目としては、
0:26:41	落下したときに飛散するまたはロ漏えいまた飛散する量ということだったので、じゃあ量に関するような記載が必要なのかというふうに考えて最大重量掛けるこの飛散率 10 のマイナス 5 乗に最大放射能濃度を乗じた数ということで、両量を表現するためにそういった、
0:27:00	記載にしておりました。それ以降ちょっと面談とかでバックに各ものということを再度ことというものを書くというふうにお話をいただきましたので、実際に利用料は落としてみないとわからないですし、
0:27:17	あくまでこの 10 のマイナス 5 度評価で使ってる値なので、それを実際に確認するときに、

0:27:24	実際現場で確認するときにそれを見ることができないと、じゃあ何を見たらよいかというところで、じゃあこのマイナス 5 乗をベースにして、過去を廃棄体を落下させた試験をやっておりましたので、そのときに、廃棄体を今と同じような作り方をしたものを試験体として落としてみたらこの
0:27:44	マイナス 5 乗より小さいサンリツでしたと、そういったものが知見としてございます。なので
0:27:51	確認する確認できるものと言えば、じゃあこの廃棄体の製作方法だろうということでこの固形化の方法を押さえどころというふうにして、これを枠に書くべきだというふうにちょっと考え直したところのところです。
0:28:27	規制庁の大塚でございます。ちょっと細かい点で恐縮なんですけれどもさん。
0:28:33	2.2. 確認といった 3 点確認させてください。まず一つ目第 1 号、第 2 号の固形化の方法の固型化材料のところに、今回その安定性及び圧縮強さというのは赤字で追記してきています。
0:28:49	おそらく従来いわゆる同等以上であることの確認を安定性と圧縮強さを超えたし、他の実数から持ってきて確認していたというのがもともとの背景なんじゃないかと推察するんですけれども、
0:29:09	一方で今のその飛散率の話、耐埋設荷重強度の話の議論でもあった通り
0:29:15	セメントそのものの強さは特に廃棄体の性能として求めてないですよねはいわゆる枠で持たせるという。
0:29:22	あと、容器で持たせるという設計思想だと思うんですけれども、
0:29:26	続いてなのでこの安定性と圧縮強さをここで落とされてきたのは何だろうなっていうのと、もし同等以上のその性能を具体的に示したいということであるならば、今審査の中で議論している長期の安全性に影響を与えるパラメータとしてその収着性等あと程度施設浸入水量、
0:29:45	これが非常に感度が高いという議論をしていて、それと審査との整合性審査というよりはその事業許可との整合性で考えるとし分配係数が同等以上の分配係数を有するものってのが、
0:29:58	入るのではないかなと思うんですがその点いかがでしょうかというのが 1 点目。
0:30:04	2 点目。
0:30:07	がですね。
0:30:09	第 1 号の両括弧 6 練りまぜ今後のところなんですけれども、
0:30:14	他の基準は、国各保安規定に書くところに基準が書いてあってその根拠に相当するようなものが下部規定に書いてあるというつくりになっているように見えるんですけれども、練りまぜ今後の廃棄物を均質になります。

0:30:31	いうところでこれが枠に書いてあってその練りまぜ今後方式に応じた運転条件が下部要領に書きますということで作りになってるんですが、ご案内の通り、今現在被水年末られてることはその運転条件を確認することをもって確認しているはずなので、
0:30:51	条件のほうが全部下部要領に落ちるところで確認できんのかなというのが一つ疑問なんです。その点いかがでしょうかというのが 2 点目です。
0:31:01	3 点目は、これは単純に事実関係だけなんですけど、第 2 号の両括弧 3 固形化の方法のところに文末に次の方法で固型化されていることって書いてあるんですが、これなんでしょうかという質問です。以上です。
0:31:27	日本原燃のハマナカです。今三つ、ご質問いただいた内容順番に回答させていただきます。まず一つ目ですけれども固型化材料の安定性と圧縮強さをここで押さえるところとして提示したものと理由と、
0:31:43	いうところですけれども、これもともとは同等以上の品質を有するというような記載でした。
0:31:51	すみません、記載の考え方の一番上のとこですね、にちょっと備忘録的に書いてるんですけれども、
0:32:01	もともとこの第 1 号の技術基準では、秋田以上こんな条例通常の廃棄物を
0:32:09	容器に固型化してあることというのが要件になっていますので、容器に固型化で固形化というのはちゃんと廃棄物とまぜて固まる材料で結果固まっているということが大事なんだろうというふうに考えました。で、じゃあ固型化材料についてはちゃんと固まる材料かどうかと。
0:32:27	いうことで見なきゃいけないなと考えております。一応従来からこのJISの規格表を満足するセメントということにしているんですけれども、JISの規格上は品質といっても、何種類かほかにもございまして、じゃあそれを全部満足しなきゃいけないか基本的には多分満足することになるんですけれども、
0:32:46	ここでポイントとなるのはこの安定性と圧縮強さ要はかたい固まってますと、固まりますと、いうところに関するものが重要だということでこれをその品質に置き換えて
0:32:59	改めて営農センターというのが経緯になります。あと経理
0:33:04	今の審査の中で議論になっている分配係数の話と、じゃあどう関連するのかということについては、ちょっと今の時点ではまだ審査の中でのその扱いというか許可で最終的に決定していないので今の段階で盛り込んでいません。
0:33:20	審査の流れの中で、今後の運用の中でどう管理していくのかということがはっきりした時点で例えばこの固型化材料の要件に必要であれば入れていかなきゃいけないと思いますし、管理の仕方によってちょっとここに入るとかほかの

0:33:35	保安規定のほかのところで管理するということになるのか、その結果が出てから配布の仕方を考えたいと考えているところです。
0:33:42	二つ目の練りまぜ今後のところの記載の仕方で、ここも時際の考え方のところで、この練りまぜ今後方式については…検討中ということで、ここも今
0:33:58	予算内でも迷っているところです。そのおっしゃる通りで練馬で今後おがすっかり均質だとか均一に廃棄物に。
0:34:09	できているということを確認するためにはこの運転条件も必要かというふうにも考えています。1 号 1 号 2 号から、ただ書こうとするとちょっと発電所に応じて少し状態が違うので
0:34:27	細かい記載になるのでちょっと今ここでひとくくりに各書き方がまだ整理できていなかったのでちょっと検討中としているので、おっしゃる通りなのでちょっと書き方は考えたほうが考えてワークとして定めたほうがいいのかなというふうにちょっと考えてはいます。
0:34:47	三つ目の第 2 号の固形化の方法の次の方で工業化されていることというところがここもちょっと今二つ目のご質問と同じではあるんですけれども、これについてもこの固形化のほうをしっかり書かなきゃいけないのかなと。
0:35:04	いう考えている途中でちょっとまだ固まり切らずに、この文章だけが残ってしまったというのが今の状況なんですけれども、さっき話した通りでその練りまぜて金一体的に充填する方法をもう少し詳しく書かなきゃいけないかなというふうには考えています。
0:35:23	以上です。
0:35:25	規制庁の大塚でございます。ありがとうございました。今のお考えは理解いたしました。1.1 の一つ目の固型化材料のとこだけなんですけれども、趣旨は理解いたしました。その上でなんですが、圧縮今日強さがここであいているのかちょっとそこはわからないところなんですけれども、
0:35:44	私もこのもともとの実数を見るとこれも元の思想はいわゆる排気対応のセメントという意味ではなくていわゆる一般建材としてのセメントですよね。なので、今私が読んで剥ぎ管理では、ここでもその実の書き方っていうのはいわゆるその建築材料として使ったときの生命、
0:36:04	を持ってここでは所定の性能を発揮するために作ったものというような書き方になっていて、従ってえと安定性、いわゆるその分離せずにちゃんとその固まるものであるっていうのとその固まったと所定の強度が発言するっていう二つの
0:36:21	指標があるんだと思ってるんですけれども、一方でこの両方がいわゆる廃棄体の性もそして必要であるならば書くべきだと思いますし、必要でなければ、

	例えばその圧縮強さみたいなものがですね必要なら書いといたほうが当然書くべきだと思いますし、いらないのであれば、
0:36:40	それをあえてここにことさらに
0:36:42	海底検査対象とするのかなというのもあってですね想定そこは別途JISのなんかね、その適用範囲といいますか、目的等あとここで今御社のその廃棄体に求められる性能との関係で、何を書くべきなのかってのは
0:37:01	これで売ればこれでいいですし、もしなんか精査が必要であれば、精査をされた方がよろしいのかなというと感じました。以上です。
0:37:11	。
0:37:12	日本原燃のハマナカです。今いただいたご意見の観点でもう一度ちょっと検討した上で最終的にどうするか、
0:37:20	一度持ち帰って考えたいと思います。
0:37:23	。
0:37:43	規制庁の数をですね、
0:37:46	6 号の強度と 7 号の
0:37:50	最大高さからの落下、
0:37:53	について
0:37:54	廃棄体の確認っていう観点でおそらくそれを
0:37:59	固形化の方法の基準を満足したものを
0:38:04	とか容器に関する基準を満足したものっていうところで、
0:38:08	十分なのかなと思うんですけど、やはり何か
0:38:13	これでいいんだっていううまい要は下部規程で書く話試験
0:38:20	との関係を
0:38:22	ある程度少しちょっと保安規定がで述べてもらわないと
0:38:28	なんか荷重に耐える強度を有することに対して、固形感の高揚よう固形化の方法のうち容器に関する基準を満足したもの。
0:38:38	だけだと何か繋がりがよくわかんなくてですね、ちょっとそこはもう少し試験の治験の時に
0:38:49	こういう容器使ってて、こういう条件でやってるんでこれを満足すれば基本的に大丈夫っていうそういう話だと思いますんで、何かそこを繋がりがわかるような形にちょっと質問していただいたほうがよろしいかなと思います。
0:39:18	日本原燃のハマナカです。今の御意見につきましては、ちょっとどこまで書くかという書き方ももしかしたら工夫ができるのかもしれませんが基本的には基準と受け入れ基準ということなので、

0:39:33	基準が何なのかということをはっきり書いておきたいというのがちょっと事業者の考え方です。今何でこの子、
0:39:42	前接待埋設荷重だとかああ落下時の飛散量過去経過を見ればよいのかということにつきましては、その考え方は、この審査の中ではちゃんと説明しなきゃいけないかなと考えていますので、できれば別途その審査資料という形で提出させていただいてそれで。
0:40:00	考え方が良しということであれば、結果としては、保安規定のほうにはこの基準だけで、ただ、考え方を忘れると、後でまた事業者としても困りますし、確認のときにもう一度これ何だったっけと振り返るように下部要領にはもちろん残しておかなければいけないかなと。
0:40:19	そういう扱いでいきたいなというのが、事業者の考えです。
0:40:41	原子力規制庁の古田です。そのほか何かございますか。
0:40:51	私からつまらない体裁のただコメントなんですけれども、これ審査会合にかけるときこの黄色いハッチングとか赤い字とか、そういうものは全部なくなって資料のいわゆる黒字とか、
0:41:06	異論なしバージョンになるということでしょうか。それとももしこのまま残すのであればこの黄色は何を意味しているのか、赤字は当初申請から変更したものとか注釈を入れていただければ幸いです。
0:41:22	日本原燃のハマナカです。ちょっと今日の時点ではまだ検討中のところもありましたので判例もつけなかったら申し訳ございませんでした。もしこの形のまま審査資料で提出する場合には判例は載せるようにします。
0:41:38	ただちょっといろいろ書き込んでいって説明ですとかあと見るときにわかりにくいという場合にはちょっと別な形にすることも考えますがちょっとまだ採取中身がある程度固まってからその見せ方を工夫させていただきます。
0:41:57	原子力規制庁の古田です。承知しました。
0:42:02	他よろしいでしょうか。
0:42:06	それでは本日の我々からの指摘について一旦まとめていただけますでしょうか。
0:42:38	日本原燃のハマナカです。今日のと面談でご指摘いただいて事業者の方で持ち帰る宿題としましては、最大放射能濃度のところのSFの値とかをどうするかということについて与えようかないのであればちょっと変更内容の中で、
0:42:56	がないにもかかわらず申請をしなければいけないとか、そこら辺がちょっと手続き上の違和感があるということですので、そこは持ち帰ってそのあたりをやはり入れるかどうかというのはちょっと考え直すというのがまず一つと。

0:43:12	OKか材料の要件として安定性圧縮強さというふうに今は書いておりますが、これも廃棄体で必要な要件というものを改めて考えて必要であれば残しますし必要なんでないものについては落とすと。
0:43:29	これを持ち帰って考えるということにさせていただきたいと思います。
0:43:46	日本原燃のハマナカです。すいません、もう一度、もう 1 点追加いたします。
0:43:55	第 5 号の健全性を損なうおそれのある物質の大きさにも今の書き方で一切入らないというような趣旨に見えるのでここも記載の仕方を工夫して改めて持っていきたいと思います。
0:44:14	原子力規制庁の古田です。今まとめていただきました指摘について漏れ等ございますでしょうか。
0:44:23	よろしいですか。
0:44:25	それでは本日の面談を終了したいと思います。ありがとうございました。